伊賀市子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定並びに教育・保育施設等の利用調整及び選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月11日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市規則第62号

伊賀市子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定並びに教育・保育施設等の利用調整及び選考に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定並びに教育・保育施設等の利用調整及び選考に関する規則（平成27年伊賀市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「伊賀市保育所（園）・幼稚園・認定こども園利用申込兼教育・保育給付認定申請書」を「伊賀市保育所（園）・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業利用申込兼教育・保育給付認定申請書」に改める。

別表中「

11　保育施設等の閉所に伴い転園を希望する場合	8	を「	
11　保育施設等の閉所に伴い転園を希望する場合、地域型保育事業満了の場合	10	に改める。」	

」

様式第１号を次のように改める。

【様式第１号】

附　則

この規則は、公布の日から施行する。